

令和6年 第18回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和6年12月18日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和6年12月25日 午後 4時30分									
	閉 会		令和6年12月25日 午後 5時30分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者12名 欠席者2名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	下川部 和 宏		13番	委員	由 利 昭 人	
	2番	委員	吉 田 藍		8番	委員	川 口 豊		14番	委員	佐 藤 貴 彦	
	3番	委員	佐 藤 美登子		9番	委員	西 口 智 章					
	4番	委員	木 村 卓 也		10番	委員	奈 良 和 人					
	5番	委員	齋 藤 和 博		11番	委員	木 口 幸 弘					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	佐 藤 龍 也					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和6年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 8番 _____ 9番 _____ _____											

[illegible]

会 議 の 経 過	
事務局長	全員おそろいですので、これより、第 18 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	さっそく総会に入りたいと思います。よろしくお願いします。
	日程第 1、出席者の報告。欠席者 4 番木村委員、7 番下川部委員の 2 名。 12 名の出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、8 番、9 番お願いいたします。
	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より説明願います。
事務局	報告第 1 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 借主は〇〇〇〇、貸主は本町の〇〇〇〇さんです。土地の所在は滝野〇〇ほか 1 筆。地目は公募・現況ともに田、合計面積は 4,322 ㎡です。契約期間は令和 5 年 5 月 29 日から令和 15 年 5 月 28 日までの 10 年間でした。所有権移転による解約です。 2 番 借主は南館町の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さんです。土地の所在は中館〇〇ほか 17 筆。地目は公募・現況ともに記載のとおりで、合計面積は 95,233 ㎡。契約期間は令和 6 年 4 月 26 日から令和 9 年 4 月 25 日までの 3 年間でした。所有権移転による解約です。 3 番 借主は鶉町の〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇さんです。土地の所在は鶉〇〇ほか 1 筆。地目は公募・現況ともに畑、合計面積は 10,408 ㎡です。契約期間は令和 3 年 6 月 24 日から令和 13 年 6 月 23 日までの 10 年間でした。所有権移転による解約です。
会長	報告ですが、何か聞きたいことなどありませんか。
委員	ありません。
会長	それではよろしいですね。
	続いて議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり利用権設定のため農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は松園町の〇〇〇〇さん、譲渡人は上里の〇〇〇〇さんです。土地の所在は滝野〇〇ほか 1 筆。地目は公募・現況ともに記載のとおりで、合計面積は 4,564 ㎡です。対価は 10a あたり田で 120,000 円、畑で 50,000 円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤(美)委員	以前、〇〇〇〇さんが馬を飼育しておりましたが、現在は飼育しておらず、今後も飼育しないことから、ばんえい競馬の馬を飼育している〇〇〇〇さんが牧草地として活用していくということで今回の申請になりました。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。

会 議 の 経 過	
会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
会長	続いて議案第2号 農用地利用集積計画について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号 下記の農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は新町の〇〇〇〇さん、譲渡人は本町の〇〇〇〇さん、土地の所在は滝野〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は5,322 m²、対価は10aあたり113,000円です。 2 番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は城丘〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は7,131 m²、対価は10aあたり150,000円です。 3 番 譲受人は南館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか20筆で、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は96,621.94 m²、対価は10aあたり田で100,000円、畑で50,000円です。 4 番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は21,278 m²、対価は10aあたり61,000円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
事務局	1 番について、下川部委員が欠席ですので、事務局より補足説明します。 元々、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから借りていた農地を買うことになりこの申請となりました。以上です。
会長	次、2 番の説明をお願いします。
事務局	欠席の木村委員に代わり説明します。 以前から〇〇〇〇さんが耕作しておりましたが、〇〇〇〇さんが高齢のため、農地の整理をしたいということで、今回の申請となりました。
会長	次、3 番の説明をお願いします。
西口委員	〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の娘さんで、農地の処分に動いていましたが、今回〇〇〇〇さんが買うということで、今回の申請に至っています。
会長	次、4 番の説明をお願いします。
奈良委員	〇〇〇〇さんが農地を譲りたいということで、〇〇〇〇さんに話が行って、双方合意の上今回の申請に至っています。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。

会 議 の 経 過	
事務局	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請通り許可します。
	次に、議案第 3 号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、事務局より説明願います。
事務局	行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正、公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければならないとされております。このことを踏まえまして、議案第 3 号のとおり、農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議し、厚沢部町農業委員会として綱紀粛正の徹底を図っていくことを改めて、確認するものです。 それでは決議内容を読みたいと思います。 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」 私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1、農業委員会が担っている職務と職責を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第 3 1 条の議事参与の制限、同第 3 3 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和 6 年 12 月 25 日厚沢部町農業委員会。 以上です。
会長	端的に言えば、農業委員会で知り得た情報を部外者に口外してはならないということですね。 それでは、この会議において決議するということによろしいですね。
委員	異議なし。
会長	他になければ第 18 回農業委員会総会を閉会します。 ～了～